

# 八代市公共事業等景観形成指針

(令和4年4月1日 八代市公告第28号)

## 1 目的

八代市景観条例（令和元年八代市条例第4号）第13条の規定に基づき、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業等」という。）に係る市の良好な景観形成のための指針を定めるものとする。

## 2 適用の範囲

この指針は、本市で実施される5に掲げる施設の公共事業等について適用するものとする。ただし、景観形成のための配慮の度合いについては、地域の実情や景観形成に及ぼす影響を勘案し、適切な適用に努めるものとする。

## 3 基本的事項

本市で行われている公共事業等は、広範多岐にわたっており、この公共事業等の在り方が本市の優れた景観形成にとって、大きな役割を果たすものと考えられる。

したがって、公共事業等について、本市の景観形成を図る上での基本的な事項は、次のとおりとする。

- (1) 八代市景観計画（令和2年八代市告示第13号）との整合性を図ること。
- (2) 機能性、安全性、経済性等に配慮した設計を行うことはもとより、本市の良好な景観形成のための先導的な役割を果たすことに留意すること。
- (3) 地域の自然、歴史、文化及び伝統等の景観特性、現在の利用状況、さらには未来にあるべき姿を勘案した形態、意匠、色彩等の適切な修景措置を講じるなど良好な景観の形成を図ること。
- (4) 住む人の視点に加え、訪れる人の視点も意識し、本市固有の景観をより広く、積極的に伝えるよう意識すること。
- (5) 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。

## 4 共通事項

施設別景観形成指針の共通事項は、次のとおりとする。

### (1) のり面

- ・ のり面は、地形、視点場等を考慮して、できる限り周辺の景観と調和す

- る構造及び形態とし、緑化に努める。
  - ・安全上やむを得ず発生するのり面覆工については、できる限り緑化可能な工法の導入に努める。
- (2) 擁壁
- ・擁壁の構造及び形態は、できる限り緑化可能な構造にするなど周辺の景観との調和に配慮するよう努める。
- (3) 護岸
- ・護岸の構造及び形態は、地域の特性を生かした親水空間を確保するなどできる限り周辺の景観との調和に配慮するよう努める。
  - ・必要に応じて護岸周辺の緑化に努める。
- (4) 防護柵
- ・防護柵の構造、形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努める。
  - ・安全性及び維持管理に支障のない範囲内で、周囲の緑化に努める。
- (5) 舗装
- ・舗装は、画一化せず、周囲の状況や用途に応じた素材の活用など、周辺の景観と調和したものとするよう配慮する。
- (6) 標識、公共広告物
- ・標識、公共広告物は、その必要性について十分に考察し、設置数や場所の適正化を図り、整理統合に努めるとともに、形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和、地域や沿線の統一性に配慮する。
- (7) 照明施設
- ・照明施設の形態、意匠及び色彩は、落ち着いたものとするとともに、周辺の景観との調和に配慮する。
- (8) 緑の保全と緑化
- ・良好な空間をつくるため、植栽に当たっての樹種の選定や配置については、地域の個性を生かしたものとし、周辺の景観に配慮する。
  - ・良好な景観を形成している樹木等は、できる限り伐採せず修景に生かすものとし、やむを得ない場合は、その周辺に移植するよう努める。
- (9) 景観に配慮した占用行為
- ・道路敷地その他公共用地での工作物（電柱、広告物等）の占用行為に当たっては、周辺の景観と調和したものとなるよう指導する。
- (10) 維持管理
- ・公共の建築物、工作物及び樹木等の維持管理については、周辺の景観に調和するよう努める。また、補修の際は、応急的な処理を除き、既設の構造に合わせた復旧をできる限り速やかに行うよう努める。

## 5 施設別景観形成指針

本市の良好な景観の形成を図るため、各施設共通の整備指針のほか、次に掲げる施設別の整備指針に従って、公共事業等を実施するものである。

### (1) 道路

道路は、人や物が行き来する最も基本的な施設であり、まちの骨格となるものである。道路は、それ自体が構造物として見られる対象であると同時に、美しい景観を眺めるための視点場ともなり得るため、適切な線形計画はもとより、周辺の景観との調和や地域特性に十分配慮する。

#### (配慮事項)

##### ①路線の選定

- ・道路自体が良好な景観資源となるよう、種々の制約条件や土地利用、地域の将来動向等を十分把握し、周辺の景観と調和するよう努める。
- ・地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努める。

##### ②トンネル

- ・坑口部は、走行上の違和感を与えないよう、周辺の景観と調和した坑門形式や壁面処理に努める。

##### ③高架橋及び歩道橋

- ・形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮する。
- ・取付部や擁壁等については、植栽等により修景緑化に努める。

##### ④交差点

- ・交差点に設置される信号、照明施設、標識等の形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮する。また、照明施設や案内標識等は、交通安全上支障のない範囲内で整理統合を図るなど、周辺景観への影響を緩和するよう配慮する。

##### ⑤歩道及び自転車道

- ・歩道及び自転車道の形態、意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努める。また、積極的な緑化やベンチ等の設置により憩いの場所の創出に努める。
- ・ベンチ、モニュメント等を歩道に設置する場合は、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮する。

##### ⑥道路附属物等

- ・防護柵、照明施設、案内標識等の形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮する。また、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図

るなど、周辺景観への影響を緩和するよう配慮する。

- ・道路の余裕地には、できる限り周辺の景観と調和したポケットパーク等を整備する。
- ・眺望の優れた道路においては、その眺望を妨げないよう配慮する。

#### ⑦道路緑化

- ・都市部の道路については、道路の安全性等を確保したうえで植え込みや街路樹を設け、緑豊かな道路景観となるよう努める。その他の道路でも必要に応じて緑化に努める。ただし、眺望の優れた道路においては、その眺望を妨げないよう配慮する。また、植栽に当たっての樹種の選定や配置については、成長後の景観も考慮する。

### (2) 橋梁

橋梁は、地域や人を結ぶ交流点であると同時に、風景を眺める場所として重要な役割を果たすとともに、橋梁自体が水辺や護岸と一体となって風景を作り出す景観形成上重要な要素となる。

橋梁の整備に当たっては、防災、安全性及び快適性に加え、周辺景観との調和及び良好な視点場として周辺眺望に配慮する。

#### (配慮事項)

##### ①橋梁本体

- ・橋梁の構造、形態、意匠、素材及び色彩は、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺景観との調和に配慮する。

##### ②高欄、照明施設等

- ・高欄、照明施設等の配置、形態、意匠、素材及び色彩は、橋梁本体の形態及び周辺景観との調和に配慮する。

##### ③橋詰

- ・橋詰には、できる限り緑化等による修景を図るとともに、橋梁本体との一体的な景観の形成に努める。

##### ④橋の保存及び改修

- ・良好な景観形成要素となっている伝統ある橋については、できる限りその保存に努めるとともに、架け替えに当たっては、歴史的背景や利用形態を把握して周辺の景観との調和が図られるものとする。

### (3) 河川及び水路

河川及び水路は、古くから地域と深い関わりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えている。河川及び水路の整備に当たっては、自然環境の保全や治水及び利水機能を確保するとともに、水辺とのふれあいの場の確保など、地域の人々や来訪者が水辺に親しめるような整備に努め、生活や文化、歴史的背景など特性を考慮し、調和のとれた景観の形成に配慮する。

(配慮事項)

①河道

- ・自然景観や生態系の保全に配慮するとともに、周辺の景観との調和に配慮する。

②護岸

- ・構造、形態、意匠及び素材については、生態系や周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性の確保に努める。

③堤防、高水敷等

- ・堤防ののり面、高水敷及び側帯については、治水上支障がない範囲において緑化及び親水施設の整備に努める。

④落差工、堰

- ・構造、形態及び素材については、できる限り自然景観との調和に配慮するとともに、適切な魚道を設けるなど魚類等の生態系に配慮するよう努める。

(4) ダム、堰堤等

ダム、堰堤等は、治山、砂防、治水及び利水など重要な役割を果たしているが、大規模な構造物となることから、周辺の環境の変化と景観に配慮する。

(配慮事項)

①位置及び形式

- ・ダム、堰堤等の位置や形式は、安全性及び機能性を確保したうえで、できる限り周辺の景観との調和に配慮する。

②周辺の緑化

- ・ダム、堰堤等の周辺は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。

③周辺施設

- ・周辺施設の意匠、素材及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

(5) 港湾及び漁港

港湾及び漁港は、古くから海上交通や流通、漁業の基地として、地域の玄関口の役割を担ってきた。整備に当たっては、地域固有の雰囲気や歴史性を尊重し、周辺の景観との調和に配慮する。

(配慮事項)

①港湾及び漁港施設（防波堤、岸壁、護岸等）

- ・防波堤、岸壁、護岸等の構造、形態、意匠及び素材については、安全性及び機能性に支障のない限り周辺の景観と調和させるよう努めるとともに、親水性に配慮する。

## ②港内建築物等

- ・港内の建築物及び工作物の形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観と調和させるよう努める。

## ③緑の保全と緑化

- ・港湾及び漁港の区域内の余裕地には、できる限り周辺の景観との調和に配慮した植栽を行い、公園化を図る。

## (6) 海岸

八代市の西部には、豊富な魚介類を育む雄大な八代海と、多くの貴重な干潟生物が生息する広大な干潟の海辺景観が広がり、変化に富んだ美しい景観を形成している。

海岸保全施設等を設置する際は、できる限り自然の海岸を保全するとともに、砂浜の浸食に対する保全対策については、自然と一体となった整備に努めるものとする。

### (配慮事項)

#### ①護岸、堤防等

- ・防災機能及び安全性を確保したうえで、自然素材の活用などにより周辺の景観と調和させるよう努める。
- ・海岸の自然地形や背後地との形状のバランスを考慮し、人工物の圧迫感及び違和感をできる限り軽減させるよう配慮する。

#### ②海浜

- ・緩やかな弧を描く自然の美しい汀線の保全に努める。
- ・浸食対策のための海岸保全施設等は、周辺の地形及び生態系を保全し、自然景観との調和に努める。

#### ③沖合施設

- ・周辺の景観との調和に配慮する。

#### ④海岸緑化

- ・海岸林や緑地への植栽は、その多様な機能、景観的な演出効果に配慮しつつ、適切な樹種、密度及び緑量の選択に努める。

#### ⑤その他施設（管理施設等）

- ・配置、形態、意匠、素材及び色彩は、海岸景観と調和させるよう努める。

## (7) 都市公園等

都市公園等は、日常生活や地域のコミュニティの場として地域住民と密着した公園にするとともに、地域の自然や文化を生かしたものとして整備していく必要がある。

また、公園は、地域環境の一部を形成するものであり、周囲との調和や

連続性を考慮した公園づくりが必要である。

(配慮事項)

①地域性を生かした公園

- ・自然、歴史や文化を生かした個性ある公園づくりに努める。

②施設

- ・遊具、休憩施設、園路、広場等に使用する材料は、できる限り自然素材を用いるように努め、意匠及び色彩については、周辺の景観に配慮する。

③建物

- ・公園内に設ける建物等の形態、意匠及び色彩については、地域の特性を生かした個性あるものとし、周辺との調和に配慮する。

④垣、柵

- ・材料は、できる限り生け垣や自然素材を用いることとし、必要に応じて隣地との連続性を損なわないような位置及び意匠とするよう努める。

⑤緑化

- ・公園の周縁部の植栽については、街路樹等との調和を図るとともに、周辺の景観との連続性を確保した植栽に配慮する。

(8) 公共建築物

行政サービス施設、教育施設、集会施設、学校施設、公共住宅、処理施設等の建築物等（以下「公共建築物」という。）は、地域生活と深い関わりを持ち、多数の人が訪れ利用する場である。

したがって、こうした公共建築物については、ゆとりと潤いの場として親しみのある施設とするとともに、将来の地域の文化的資産となるよう整備に努める。

(配慮事項)

①位置及び配置

- ・公共建築物の位置は、景観形成上重要な地域の良い景観を損なわないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮する。
- ・敷地内の建築物及び工作物間相互の調和と全体的なまとまり、周辺景観との調和に配慮する。

②形態、意匠及び色彩

- ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態、意匠及び色彩とする。
- ・避難設備、高架水槽等の公共建築物本体に附属する部分は、防火性及

び安全性に支障のない範囲で、主要な視点場又は道路から見えない位置に設置するとともに、公共建築物本体と一体化及び調和させるよう努める。

③素材

- ・耐久性、維持管理性に優れた素材の採用に努めるとともに、できる限り地域性のある素材の活用に努める。

④敷地の緑化

- ・敷地内は、極力緑化に努めるとともに、樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど周辺の景観との調和に配慮した植栽に努める。

⑤附帯施設

- ・車庫、倉庫、ごみ置場、浄化槽等の附帯施設の位置、形態、意匠、素材及び色彩は、施設内及び周辺の景観や公共建築物本体との調和に配慮する。

⑥その他

- ・大型の工作物は、周辺の地形及び景観と調和させるよう努める。

5 施行期日

令和4年6月1日から施行する。